（作業環境測定基準の一部改正）

第二条　作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの	作業環境測定の目的　個人サンプリング法（規則第三条第一項第一号イに規定する個人サンプリング法をいう。以下同じ。）に係るデザインの方法　個人サンプリング法に係るサンプリングの方法　簡易測定機器とその取扱い
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの	作業環境測定の目的　個人ばく露測定に係るデザインの方法　個人ばく露測定に係るサンプリングの方法　個人ばく露測定の結果の評価　呼吸用保護具の選択
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）	作業環境測定の目的　デザイン（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の方法　サンプリング（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の方法　簡易測定機器とその取扱い
2～4　（略）	八時間
（略）	（略）
（略）	（略）

改正後	改正前
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの	作業環境測定の目的　個人サンプリング法（規則第三条第一項第一号イに規定する個人サンプリング法をいう。次の項において同じ。）に係るデザインの方法　個人サンプリング法に係るサンプリングの方法　簡易測定機器とその取扱い
（新設）	（新設）
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法以外のものに係るもの	作業環境測定の目的　デザイン（個人サンプリング法を除く。）の方法　サンプリング（個人サンプリング法を除く。）の方法　簡易測定機器とその取扱い
2～4　（略）	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）

改正後	改正前
（粉じんの濃度等の測定）	（粉じんの濃度等の測定）
第二条　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第二十一条第一号の屋内作業場における粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条第一項の規定による空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第四十二条の六に規定するとき（粉じん則第二十六条の三第二項又は第二十六条の三の二第三項に規定するときに限る。）における粉じん則第二十六条の三第二項又は第二十六条の三の二第三項の規定による当該濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。	**第二条**　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第二十一条第一号の屋内作業場における空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　（略）	2　（略）
3　粉じん則第二十六条第三項の場合においては、第一項第四号の規定にかかわらず、同条第一項の規定による粉じんの濃度の測定は、相対濃度指示方法によることができる。この場合において、質量濃度変換係数は、同条第三項の測定機器を用いて当該単位作業場所について求めた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を使用しなければならない。	3　粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条第三項の場合においては、第一項第四号の規定にかかわらず、当該粉じんの濃度の測定は、相対濃度指示方法によることができる。この場合において、質量濃度変換係数は、同条第三項の測定機器を用いて当該単位作業場所について求めた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を使用しなければならない。
4　（略）	4　（略）